

ひょうごため池だより



令和元年 6月
第8号

- ◆豊かなむらを災害から守る月間
- ◆農業用ため池の管理及び保全に関する法律の制定
- ◆ため池の届出・特定ため池の指定・防災工事の届出・形状変更の許可
- ◆ため池管理者に知事感謝状贈呈
- ◆ため池管理者講習会の開催
- ◆ため池フォーラムの開催

発行 / 兵庫県 農政環境部 農村環境室



養父市 奥山田池

6月1日～6月30日は 豊かなむらを災害から守る月間

梅雨や台風の時期を前に 災害に備えましょう

兵庫県では、農山村地域の災害を未然に防ぐために、毎年6月を「豊かなむらを災害から守る月間」と定め、県と各市町・関係機関が協力し防災力の向上を図る運動を実施しています。

この運動では、地域住民や関係者と行政の協働により防災・パトロール班を編成し、重点整備ため池、地すべり防止区域、農地海岸や近年の被災地区等を重点的に点検し、地域住民に対する防災指導を行っています。

ため池管理者の皆様におかれましては、点検、管理、対策には万全を期されていることと思いますが、いまだ一度、左記の事項について、確認し、危険防止の強化を図っていただきたいと思います。

- ① ため池の監視人は決められていますか。
- ② 非常時の通報の方法及び避難対策は十分ですか。
- ③ 非常時の応急資材（土のう、杭、縄など）の準備はできていますか。
- ④ 気象情報などで、大雨が予想されるときの、ため池の減水等の対策、その他の対策は万全ですか。
- ⑤ 堤防の草刈りをして、水漏れ箇所がないか点検しましたか。
- ⑥ 堤防、洪水吐等の破損箇所はありませんか。
- ⑦ 流域が開発され流出の変化、土砂崩壊、伐採木の流出などの恐れはありませんか。
- ⑧ 洪水吐に土のう、板などをおいて無理な貯水をしていませんか。
- ⑨ 漏水しているため池は、定期的に漏水量を計り、増えていないか、濁っていないか、調べていますか。
- ⑩ 子供の水難事故防止対策は十分ですか。
- ⑪ ため池保険（賠償責任保険）に加入していますか。
- ⑫ ため池改修を計画していますか。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律が 制定されました

[平成31年4月26日公布]

農業用ため池の所有者や管理者の方は、施設に関する情報を、それぞれの市町へ届け出る必要があります。

決壊での 水害防止 保全管理体制の強化へ

「農業用ため池管理保全法の概要」

■農業用ため池の管理

「農業用ため池の届出」

▽農業用ため池の設置及び廃止について、所有者（既存の農業用ため池については、所有者又は管理者）に都道府県知事への届出（農業用ため池の名称・所在地、所有者・管理者の氏名又は名称、住所、法人の代表者名）を義務づける。

▽都道府県知事は、農業用ため池に関するデータベースを整備し、インターネット等により公表するものとする。

▽「農業用ため池の管理」
▽農業用ため池の所有者（管理者を含む。以下「所有者等」という。）は、当該農業用ため池の機能が十分発揮されるよう、適正な管理に努めなければならない。

▽都道府県知事は、農業用ため池の管理上必要な措置が行われていない時

（勧告）
▽都道府県知事は、農業用ため池の管理上必要な措置が行われていない時

（行為の制限）
▽特定農業用ため池の保

全に影響を及ぼすおそれのある土地の掘削、盛土又は切土、竹木の植栽等の行為について、都道府県知事の許可制とする。ただし、土地改良法に規定する土地改良事業として行う場合、防災工事に関する計画の届出又は命令に係る防災工事の施行として行う場合、非常災害のため必要な応急措置として行う場合は、この限りではない。

（防災工事の施行）
▽所有者等は、当該特定農業用ため池について防災工事を施行しようとする時は、工事着手する日の30日前までに、当該防災工事に関する計画を都道府県知事に届け出なければならない。

▽都道府県知事は、当該届出に係る計画が災害防止に十分でないとき、認めるときは、受理した日から30日以内に限り、当該計画の変更を命じることができる。

（代執行）
▽都道府県知事は、所有者等が命令に係る防災工事を施行しない時、所有者等を確知できないため、自らその防災工事の全部又は一部を施行することができる。

（住民に対する周知のための措置）
▽市町村長は、特定農業用ため池の決壊に関する情報の伝達方法、避難施設及び避難路に関する事項など円滑な避難を確保する上で必要な事項について、これらを記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講ずること、住民に周知させるよう努める。

（裁定）
▽都道府県知事は、これが必要かつ適当と認めるときは、施設管理権を設定すべき旨の裁定をすることができる。

は、所有者等に対し、防災工事の施行、管理者の選任その他の必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができ、

■特定農業用ため池の指定等
▽都道府県知事は、決壊による水害等の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を特定農業用ため池として指定することができる。その時には、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くものとする。

▽市町村長又は所有者等、農業用ため池から農業用水の供給を受ける者その他の利害関係人は、当該農業用ため池が特定農業用ため池に規定する要件に該当し、指定する必要があると認める時は、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。

（代執行）
▽都道府県知事は、所有者等が命令に係る防災工事を施行しない時、所有者等を確知できないため、自らその防災工事の全部又は一部を施行することができる。

（住民に対する周知のための措置）
▽市町村長は、特定農業用ため池の決壊に関する情報の伝達方法、避難施設及び避難路に関する事項など円滑な避難を確保する上で必要な事項について、これらを記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講ずること、住民に周知させるよう努める。

（裁定）
▽都道府県知事は、これが必要かつ適当と認めるときは、施設管理権を設定すべき旨の裁定をすることができる。

**農業用ため池管理
保全法のポイント**

相次ぐ自然災害
西日本豪雨で、6府県
32箇所のため池が決壊

適正な管理へ法制度を整備

- ・所有者等に都道府県への届出義務
- ・都道府県による立ち入り調査
- ・所有者等に適正管理の努力義務
- ・所有者、自治体に資金、技術面で支援

農業用水の供給やため池の安全確保へ

（裁定）
▽都道府県知事は、これが必要かつ適当と認めるときは、施設管理権を設定すべき旨の裁定をすることができる。

（兵庫県における対応）
▽兵庫県においては、この法律の施行に合わせて、法律の対象外となるため池に対しても法律と同等の措置が講じられるよう現行のため池保全条例改正します。

▽法律及び条例が現地の実情に即して施行されるよう県知事が行う事務の一部を各市町長が行うことと定めます。

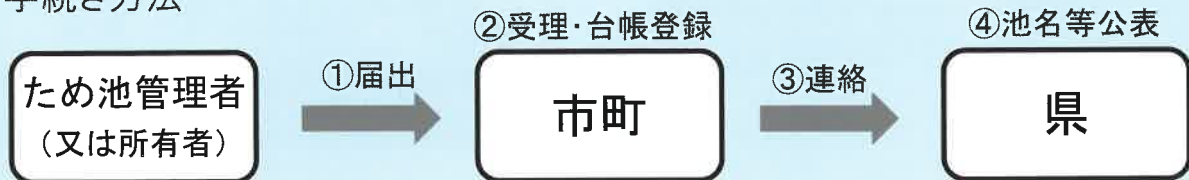
すべてのため池の届出及び特定ため池の指定により工事の届出・許可申請が必要となります

- 農業用ため池の管理及び保全に関する法律[6月下旬施行予定]
民間所有のため池を対象に、各種届出の義務、指定により行為制限が課されます。
- ため池の保全等に関する条例の改正[6月議会上程・6月下旬施行予定]
法律の対象外のため池に対して、法律と同等の措置を講じます。

法律と条例を一体的に施行

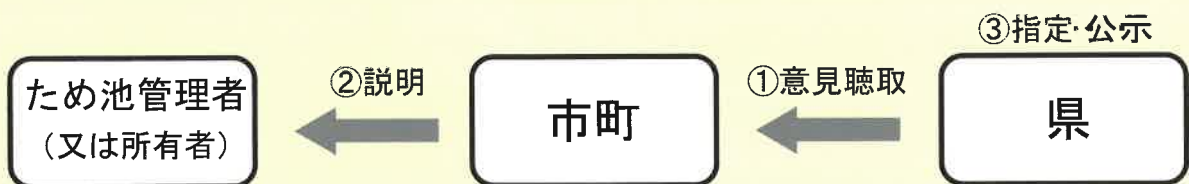
1 ため池の届出(新しい様式で再提出が必要です)

- (1) 対象 すべてのため池(利用有無にかかわらず貯水機能を有するもの)
- (2) 届出時期 6月下旬頃から届出開始
- (3) 手続き方法



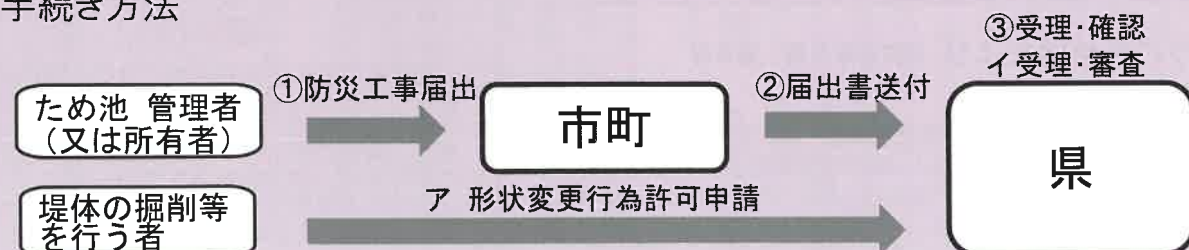
2 特定ため池の指定

- (1) 対象 決壊により周辺に一定規模以上の被害が生じるおそれのあるため池
- (2) 指定時期 7月頃から順次指定開始
- (3) 手続き方法



3 防災工事の届出、形状変更行為の許可申請

- (1) 対象ため池 特定ため池
- (2) 対象行為 【届出】決壊を防止するための防災工事(ため池の廃止工事を含む)
【許可申請】堤体の掘削や盛土等、ため池の保全に影響のある行為
- (3) 手続き方法



ため池管理者へ知事感謝状を贈呈

ため池の適正な管理及び多面的機能の発揮の促進に努めた9つの団体が選ばれる



井戸知事から感謝状を贈られるため池管理者

地域	管理者名	ため池名
神戸	古神水利	金棒池(神戸市)
阪神	境野水利組合	保与谷池(宝塚市)
東播磨	高畑水利委員会	新池(加古川市)
北播磨	両月町・戸田井町	善防池(加西市)
中播磨	大池水利組合	大池(姫路市)
西播磨	奥自治会	新山寺池(上郡町)
但馬	新堂谷池水利組合	新堂谷池(朝来市)
丹波	大杉ダム水利委員会	大杉ダム(丹波市)
淡路	蓮池田主	蓮池(洲本市)

兵庫県では、昭和55年度から、ため池管理者に対し、農業用ため池の適正な管理及び多面的機能の発揮の促進に努め、地域住民の安全と農業農村の振興への貢献に対する感謝の意を表す兵庫県知事感謝状の贈呈を行っています。

今回贈呈対象となったため池管理者は、ため池クリーンキャンペーンやかいはり、ため池教室の実践など、多面的機能の発揮の促進に力を入れている9つの団体。また、すべての管理者が事前放流を行っており、大雨による災害を未然に防止することで、地域の安全にも貢献しています。

今後も、管理者の皆様が、ため池の適正な管理及び多面的機能の発揮の促進に努めていただくことを願っています。

平成31年3月25日(月)、兵庫県土地改良事業団体連合会の総会において、ため池管理者に対する兵庫県知事感謝状の贈呈式が行われました。

ため池管理者講習会の開催



すべてのため池管理者が適正な管理に必要な知識や手法を習得して頂くことを目的に、全県各市町主催で、ため池管理者講習会が開催されます。(開催時期は、各市町へお問い合わせ下さい。)

新任の管理者の方は、ぜひ参加をお願いします。また、長期間、管理を行っている方も3年に1回は受講をお願いします。

令和元年度ため池フォーラムの開催

地域の貴重な財産であるため池を次世代につなぐため、第4回ひょうごため池フォーラムを開催します。本年度は、ため池保全に関する条例改正や県内の様々な地域で実践されている保全活動事例発表を予定しています。ため池保全意識向上につながるフォーラムにしたいと思うので、是非ともご参加ください。

開催日：令和元年11月14日(木)
 場所：加東市滝野文化会館(加東市下滝野1369-1)

ひょうごため池だより 令和元年6月 第8号

【問い合わせ】兵庫県 農政環境部 農村環境室
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
 TEL: 078-362-3434 FAX: 078-362-9455

編集後記

今年も梅雨入りする時期となり、適正なため池管理をお願いします。新たに法律が制定されて、すべてのため池について届出が必要になります。また、現在の届出も新様式で改めると必要となります。お手数をおかけ致します。ひょうごため池だよりを今後も皆さんに興味を持って読んでいただけるように頑張りたいと思います。(小)